

新潟市秋葉区農業委員会令和3年度1月定例総会議事録

1 開催日時 令和4年1月31日(月)午後3時30分から午後4時05分

2 開催場所 秋葉区役所602会議室

3 出席委員 (16人)

委員	1番	鈴木 儀一
委員	2番	長井 範親
委員	3番	砂原 剛
農政振興部会長	4番	佐藤 英一
委員	5番	佐々木 和美
委員	6番	笠原 綱生
農地部会長	7番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8番	坂上 静男
委員	9番	早川 秀則
委員	10番	窪田 陽一
委員	11番	上田 一男
会長	12番	小倉 栄造
委員	13番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15番	松田 洋一
委員	16番	佐藤 千穂子

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

5番	佐々木 和美
8番	坂上 静男

第2 議事

議案第 30号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 31号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第 32号	農地法施行規則第95条の規定による意見決定について
議案第 33号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	島倉 孝司
農地係長	田中 学
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和 3 年度 1 月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。
事務局長 (枝並局長)	それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、全員出席で定足数を満たしており、会議は農業委員会会議規則第 4 条により成立しています。 それでは、同規則第 5 条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので 5 番・佐々木委員、8 番・坂上委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長

議案第 30 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 30 号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。

利用権設定の新規分、新津地区 46 件、小須戸地区 12 件
筆数 359 筆、面積 288,889 m²であります。

13 ページからは利用権の更新分、新津地区 24 件、小須戸地区 3 件
筆数 184 筆、面積 172,713 m²であります。

19 ページは利用権の移転分、新津地区 9 件、小須戸地区 2 件
筆数 26 筆、面積 33,604 m²であります。

22 ページからは中間管理事業分、新津地区 85 件、小須戸地区 11 件、
筆数 646 筆、面積 580,822 m²であります。

42 ページは「新潟市農用地利用集積計画の公告について(依頼)」案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和 4 年 2 月 15 日となります。

43 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします

(議事参与制限抵触委員退席)

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 30 号は、原案どおり決定しました。

議長

ここで退席委員の入室を許可します。

(退出委員入室)

議長

それでは次に移ります

議案第 31 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(田中係長)

今月の案件は、5 条 1 件です。

では、ご説明いたします。

「議案第 31 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について」

議案書 44 ページ番号 1 全体地図 5 条—1 をご覧ください。

所有者 A 氏

転用者 B 氏 外 1 名

川根地区の案件で、四柳推進委員の担当地区です。

本件は、個人住宅建設敷地に係る使用貸借権設定の許可申請です。

申請地は、農振農用地区域外農地、畑 1 筆 320 m²で、10ha 未満の小規模な農地に接続していることから第 2 種農地と判定し、代替性の検討を行ったうえ許可されるものです。

申請者は、90 代の祖父と両親及び申請者の 3 世代同居であり、近年家族の増加に伴い自宅が手狭になったため、祖父の介護が可能な近隣に住宅地を求め、居住地の対抗地にある申請地を転用し、個人住宅を建設する目的で申請に及んだものです。

なお、本件について転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、松田農地部会長職務代理から部会報告をしていただきます。

農地部会長
(松田農地部会長
職務代理)

令和4年1月26日に開催されました農地部会における、農地法第5条許可申請1件について報告します。

なお、当日は部会長不在のため私が職務を代理しましたので、私から報告いたします。

議案書44ページ1番の案件です。

本件の転用者 B 氏及び C 氏の代理人 D 氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。

それによれば、現在3世代が同居しているが、家族の増加に伴い自宅建築予定地を探していたところ、祖父の介護などを勘案し、実家隣接の申請地で計画したとのことでした。

また、計画着手はいつごろか尋ねたところ、他法令の許可の関係で、2月中旬を予定しているとのことでした。

部会としては申請通り転用を行うよう指導しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第31号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります

議案第32号、農地法施行規則第95条の規定による意見決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(田中係長)

「議案第32号 農地法施行規則第95条の規定による意見決定について」ご説明いたします。

議案書 45 ページ をご覧ください。

所有者 農林水産省

買受者 E 氏

金津地区の案件で、木伏推進委員の担当地区です。

売払い面積は 畑 1 筆 231 m²です。

本件は、国有農地 秋葉区金津字居村 338 番 1 の売払いに関して、農地法第 4 6 条の規定により、買受者が農地法施行規則第 95 条の規定に該当するか否かについて、北陸農政局長から秋葉区農業委員会長に意見照会があったものです。

なお、農地法第 46 条は、国有農地を農地のために売払う場合についての規定、同法施行規則第 95 条は、買受者が農地を取得後、耕作すると認められる場合について、売払いが可能である旨が規定され、農地法第 3 条第 2 項による規定に該当しないことが要件となります。

ただし、同項規定中、5 号の下限面積要件については昨年 4 月の省令改正により適用除外となりました。

本件対象地は買受者が以前より借り受けている農地であり、管理が適正になされていることは毎年行っている国有農地現地調査で確認されております。

従って、適格審査を別途行う必要性の有無について県庁農地管理課と調整の上、農地部会呼出し対象外としております。

なお、申請地は農振農用地 区域外農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、意見決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 32 号は、原案どおり決定しました。

議長

次に、追加議案の 議案第 33 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(田中係長)

「追加議案第 33 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について」ご説明いたします。

追加議案書 1 ページ 番号 1 全体地図 3 条—1 をご覧ください。

譲受人 F 氏

譲渡人 G 氏

北潟地区の案件で、佐々木推進委員の担当地区です。

申請面積は 田 3 筆 1,711 m² 畑 1 筆 261 m² 計 1,972 m²です。本件は親子間の贈与による所有権移転です。このため本件は農地部会省略案件です。

次に番号 2 全体地図 3 条—2 をご覧ください。

譲受人 H 氏

譲渡人 I 氏

鎌倉地区の案件で、八木推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は 田 1 筆 486 m²です。

譲受人は現在申請地を基盤強化促進法により借り受けていますが、このたび譲渡し人から売買が打診され、これに応じたものです。

申請地は農振農用地 区域内農地で、10.アール当たりの対価は 40 万円です。

本件は農地部会に付されました。

なお、議案第 33 号の案件は、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします

(議事参与制限抵触委員退席)

議長

だ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、松田農地部会長職務代理から部会報告をしていただきます。

農地部会長
(松田農地部会長
職務代理)

追加議案書 1 ページ 1 番の案件について、引き続き私から報告いたします。
本件譲受人 H 氏 から申請に至った経緯を説明してもらいました。
それによれば、申請地は譲渡人にとって耕作条件が悪く、隣接地の所有者である譲受人が賃借していたところ、このたび譲渡人の申し入れにより売買することで話がまとまったとのことです。
部会からは許可後は申請通り耕作するよう指導しました。
以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第 33 号は、許可相当として意見決定することとしました。

ここで退席委員の入室を許可します。

(退出委員入室)

議長

それでは、次に報告事項に移ります。
報告事項、
新潟市農用地利用配分計画(案)について
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について、
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局
(白川係長)

議案書の46ページをご覧ください。

「新潟市農用地利用配分計画(案)について」でございます。
新津地区102件、小須戸地区12件、筆数646筆、面積580,822㎡であります。

69ページは中間管理事業の利用権の移転分、新津地区2件
筆数2筆、面積2,973㎡であります。

つづいて議案書の72ページをご覧ください。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。
記載のとおり7件受理いたしました。

事務局
(田中係長)

74ページをご覧ください。

報告事項 農地の転用事実に関する照会書についてです。
記載内容のとおり3件回答しました。

次に 75ページをご覧ください。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてで
す。

記載内容のとおり5件受理しました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がないようです。以上は報告案件ですのでご了
解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和3年度1月定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 佐々木 和 美

署名委員 坂 上 静 男